

# 岐阜県公報

第 四 十 九 号  
令和元年十月二十三日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

国定公園の公園計画  
 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質により汚染されてい  
 る区域の指定の解除  
 保安林に指定する予定である旨の通知  
 (環境企画課)三〇九  
 (環境管理課)三二〇  
 (治山課)三二〇

### 告 示

岐阜県告示第百六十六号

揖斐関ヶ原養老国定公園の公園事業を変更したので、自然公園法(昭和三十二年法律  
 第百六十一号)第九条第五項において準用する同条第四項の規定により、その概要を次  
 のとおり告示する。

なお、関係図面は、岐阜県環境生活部環境企画課、西濃県事務所、海津市役所及び養  
 老町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

東海自然歩道(歩道)事業(平成四年岐阜県告示第五百三十九号により公示)の変更  
 変更後の事業の名称及び種類

東海自然歩道  
 (歩道)

- | 区間            | 起点                  | 終点                     |
|---------------|---------------------|------------------------|
| 本巣市(神海・国定公園界) | 起点 揖斐郡揖斐川町          | 終点 揖斐郡揖斐川町(谷汲神原・国定公園界) |
|               | 起点 揖斐郡揖斐川町          | 終点 揖斐郡揖斐川町(谷汲徳積・歩道分岐点) |
|               | 起点 揖斐郡揖斐川町          | 終点 揖斐郡揖斐川町(谷汲徳積・国定公園界) |
|               | 起点 揖斐郡揖斐川町          | 終点 揖斐郡揖斐川町(谷汲神原・国定公園界) |
|               | 起点 揖斐郡揖斐川町          | 終点 揖斐郡揖斐川町(小津・国定公園界)   |
|               | 起点 揖斐郡揖斐川町          | 終点 揖斐郡揖斐川町(小津・国定公園界)   |
|               | 起点 揖斐郡揖斐川町          | 終点 揖斐郡揖斐川町(春日六合・国定公園界) |
|               | 起点 揖斐郡池田町(宮地・国定公園界) | 終点 揖斐郡池田町(願成寺・国定公園界)   |
|               | 起点 揖斐郡池田町           | 終点 揖斐郡池田町(藤代・国定公園界)    |

終点	揖斐郡池田町(藤代・国定公園界)
起点	揖斐郡池田町(片山・国定公園界)
終点	大垣市(青墓町・国定公園界)
起点	大垣市(青野町・国定公園界)
終点	不破郡垂井町(梅谷・国定公園界)
起点	不破郡垂井町(岩手・国定公園界)
終点	不破郡垂井町(伊吹・国定公園界)
起点	不破郡関ヶ原町(関ヶ原・国定公園界)
終点	大垣市(上石津町牧田・国定公園界)
起点	不破郡関ヶ原町(松尾・歩道分岐点)
終点	不破郡関ヶ原町(松尾・国定公園界)
起点	養老郡養老町(沢田・国定公園界)
終点	養老郡養老町(柏尾・国定公園界)
起点	養老郡養老町(桜井・歩道分岐点)
終点	養老郡養老町(桜井・国定公園界)
起点	養老郡養老町(白石・国定公園界)
終点	海津市(南濃町津屋・国定公園界)
起点	養老郡養老町(小倉・国定公園界)
終点	海津市(南濃町津屋・国定公園界)

岐阜県告示第二百六十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)の指定を次のとおり解除する。

令和元年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

平成二十九年岐阜県告示第七十八号により指定した区域(各務原市蘇原三柿野町字

中之島一四二番、字村中一〇八番三、字宮裏一八七番、字宮東二〇二番二及び字村裏二九七番の各一部)のうち、各務原市蘇原三柿野町字宮東二〇二番二の一部

二 指定に係る特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去(基準不適合土壌の掘削による除去)

岐阜県告示第二百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市上之保字一ノ瀬二二七二の一(次の図に示す部分に限る。)、二二六八、二二七二の一、二二七二の二、二二七五の三、二二七六の三、二二七七から二二七九まで、二二八一の一、二二八一の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字一ノ瀬二二六八・二二七二の一・二二七五の三・二二七六の三・二二七七・二二七九・二二八一の一・二二八一の三(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)、二二七二の一、二二七二の二、二二七二の三、二二七八
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部  
治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和元年十月二十三日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社